

立地適正化計画に係る届出制度 Q&A

Q1. なぜ届出が必要なのですか？

A. 立地適正化計画が目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりにおいて、居住や都市機能の集約状況を町が把握し、持続可能なまちづくりを目指すため、今後の誘導施策の検討に役立てるものです。届出というやり取りを通じて、土地利用を緩やかに図ろうとするものであり、移住・転居を強制するものではありません。

Q2. 自分の土地が「居住誘導区域」内かどうか、どうすればわかりますか？

A. みやこ町の公式ホームページで公開している計画図面をご確認いただくか、町長公室窓口までお問い合わせください。

Q3. 届出書や必要書類等はどこで入手できますか？

A. みやこ町の公式ホームページからダウンロードができます。また、町長公室の窓口でも配布しています。

Q4. 立地適正化計画区域外については、届出が必要ですか？

A. 必要ありません。

Q5. すでに着手している工事についても届出が必要ですか？

A. 届出は「行為に着手する 30 日前まで」に行う必要があります。計画公表（施行）前に着手しているものについては不要ですが、施行後に新たに計画・着手するものについては届出が必要です。

Q6. 1 戸建ての家を建てる場合も届出が必要ですか？

A. 居住誘導区域外であっても、1 戸または 2 戸の住宅建築であれば届出は不要です。「3 戸以上」の住宅建築を目的とする場合に届出義務が発生します。

Q7. 届出をしないとどうなりますか？

A. 都市再生特別措置法に基づき、30 万円以下の罰金に処せられる可能性があります。また、町から勧告等が行われる場合があります。

お問い合わせ先

みやこ町 町長公室 政策企画係 TEL: 0930-32-2511